

# 大樹町夢劇場奨励事業交付要綱

## (目的)

第1 この要綱は、町民が自発的に実施する文化芸術活動を促進するとともに、町民の創造的な舞台表現など大樹町における文化活動を通して地域活性化を図ることを目的とする。

## (助成対象団体)

第2 助成の対象となる団体等は、次に掲げるものをいう。

- (1) 町内で活動している団体
- (2) 町民が中心となって行う実行委員会組織

## (助成対象事業及び対象外事業)

第3 助成対象となる事業は、第2に規定する団体及び実行委員会（以下「助成対象団体」という。）が、地域住民を対象として実施する次に掲げる事業であり、目的及び内容が公益的な性格を有しており、広く文化の振興に寄与するものであること。

- (1) 洋楽分野（歌謡曲、演歌、民謡など）
- (2) 邦楽分野（クラシック、ジャズ、ロック、フォークなど）
- (3) 民舞分野（演劇、古典芸能、お笑い、日本映画、日本画の展示など）
- (4) 洋舞分野（ミュージカル、バレエ、フラメンコ、外国映画、洋画展示など）

2 次の事業は、助成対象としない。

- (1) 団体の記念事業
- (2) チャリティー事業
- (3) 団体における定期事業（不定期含む）

## (助成対象経費)

第4 助成対象団体は、入場料を徴収することとし、町が負担する額は、別表に定める事業負担金対象経費から入場料収入を控除した額とする。

2 入場料収入額は、原則、会場収容定員の35%の人数に入場料設定単価を乗じた額とする。

## (助成金の交付額)

第5 教育長は予算の範囲内において、次により助成金を交付する。

2 助成金の額は、助成対象経費の4分の3以内の額とし、助成金算出額に千円以下の端数があるときは、これを切り捨てる。

3 助成金の限度額は、18万円とする。

## (申請)

第6 助成を希望する助成対象団体は、事業申請書（別記様式1）と次に掲げる書類を添付して、大樹町教育委員会教育長に（以下「教育長」という。）に提出しなければならない。

- (1) 事業計画書（別記様式2）
- (2) 事業の収支予算書（別記様式3）
- (3) 事業経費の積算内訳書（別記様式3の別紙1及び別紙2）
- (4) その他参考資料

## (決定及び通知)

第7 教育長は、第6の事業申請書を受理したときは、その内容を審査し適当と認めるときは、申請者に対し事業承認書（別記様式4）又は、事業不承認書（別記様式5）により通知する。

## (事業の条件)

第8 助成対象団体は、第7の通知を受けた後に当該事業の円滑な推進を図るとともに、実施にあたっては、「大樹町夢劇場奨励事業」であることを印刷物等の表示によって明示しなくてはならない。

(承認事項)

第9 助成対象団体は、次に掲げるいずれかに該当するときは、あらかじめ教育長の承認を受けなければならない。

ただし、(1)に規定する事項のうち軽微なものについては、報告をもってこれに代えることができる。

- (1) 事業内容を変更しようとするとき。
- (2) 助成事業を中止しようとするとき。

(変更承認申請)

第10 助成対象団体は、第9の規定による承認を受けようとするときは、変更承認申請書(別記様式6)を教育長に提出しなければならない。

2 教育長は、前項の規定により変更承認申請があったときは、その内容を審査し適当と認めるときは、変更承認書(別記様式7)により通知する。

(完了報告)

第11 助成対象団体は、事業終了日の翌日から30日以内に、事業完了報告書(別記様式8)に、次に掲げる書類を添付して教育長に提出しなければならない。

- (1) 事業実績報告書(別記様式2)
- (2) 事業収支決算書(別記様式9)
- (3) 諸収入の内訳書(別記様式9の別紙1)
- (4) 事業経費の決算内訳書(別記様式9の別紙2及び別紙3)
- (5) 印刷物・写真等
- (6) その他関係書類(領収書の写)

2 教育長は、事業完了報告書の提出を受けたときは、内容を審査し適当と認めるときは、事業完了承認書(別記様式10)により通知する。

(助成決定の取消し)

第12 教育長は、助成決定をした後又は事業終了後に、助成対象団体が次に掲げる事項のいずれかに該当したときは、助成の決定を取り消すことができる。

なお、決定を取り消す場合は、事業承認取消通知書(別記様式11)により通知する。

- (1) この助成金を他の用途に使用したとき。
- (2) 虚偽の申請その他不正な行事があったとき。
- (3) 助成事業を遂行しないとき、又は遂行する見込みがなくなると認めるとき。
- (4) この要綱及び助成事業の承認内容、又はその他法令等に違反したとき。

(助成金の請求)

第13 助成対象団体は、第11の2に規定する通知を受けたときは、速やかに助成金請求書(別記様式12)を教育長あて提出することとする。

(助成金の交付)

第14 教育長は、前項の規定により助成金請求書を受理した日から30日以内に助成金を交付するものとする。

(概算払)

第15 助成事業に係る概算払いは、行わない。

(助成金の返還)

第16 助成金を受理した後で、助成決定を取り消されたときは、助成対象団体は、教育長が別に指定する期日までに当該助成金を返還しなければならない。

(その他)

第 17 この要綱に定めるものの他必要な事項については、教育長が別に定めることとする

附 則

この要綱は、平成 18 年 4 月 1 日から施行する。

この要綱は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。